

設 立 趣 意 書

自然公園等のすぐれた自然環境に、国民のための保健休養施設を整備し、国民生活の充実と福祉の向上とに資することを目的として、昭和31年に国民宿舎制度が創られてからすでに半世紀を経た。

この間、わが国の経済社会の発展は目覚しく、国内総生産において世界有数の地位を占めるようになってから久しい。国民生活も物質面での充実とともに、さまざまな社会活動が活発化するなど、その質は著しく向上した。

このような中で、余暇活動等の社会施策の充実とあいまって、近年の年間宿泊旅行者は延べ3億人を数えるといわれる。その旅行形態もかつての職場等の集団旅行中心から、家族、友人等の小グループ主体に移行するなど、旅行規模や旅行者の年齢層、目的も多種多様化しており、健全な国民旅行の育成に貢献することを目的に、公共的宿泊施設の嚆矢として国民宿舎が果たしてきた役割は大きいものがあるといえよう。

しかしながら、この急速な経済発展と国際地位の向上の裏にいくつかの問題を生じたことも否めない。国内外の豊富な情報と物流の発展により、生活の都市化や均質化が進む一方、その発信基となる大都市へ人口が過度に集中し、その結果として地方社会の過疎や高齢化が進行し、中小地方産業の疲弊、特色ある地方文化の衰退といった現象が見受けられる。

また、国民生活の面においても核家族化が進み、個人意識が高まる中で、他人との軋轢の増加や過度の相互不干渉、高度技術革新に伴う情報管理と生活管理の細密化など、国民の精神的な緊張機会は増大の傾向にある。

それぞれ誇るべき自然と文化と歴史を有する全国の自治体において、国民のための健全な保健休養施設として国民宿舎を設置し、育成し、その発展を担う我々は、国民宿舎がその使命を果たしていく中で、それら諸問題の解決にも大きく寄与すると確信するものである。

われわれは、われわれが先人から受け継いだこの風土の中、国民それぞれが自らの源泉として心に宿している原風景を投射することにより、この風土が心の故郷となり、愛され、希望され、精神の癒しと安定に活用してもらえると信じるものであり、国民宿舎の運営育成を通し、これを守り、育て、広く伝えていく使命と責任を強く自覚するものである。

国民宿舎は、誰でも安心して利用できる健全な保健休養施設です。

一 われわれは、国民宿舎が誰にも安らぎを醸せる心の故郷であることを目指します。

一 われわれは、国民宿舎が地域情報発信の核となることを目指します。

一 われわれは、地域の自然、歴史、文化を愛し、育て、守る国民宿舎であることを誓います。

一 われわれは、地域の自然、歴史、文化を発信し、紹介する国民宿舎であることを誓います。

ここに、社団法人国民宿舎協会として55年の活動の歴史を経たわれわれは、国民生活の充実と福祉の向上に寄与する従来の目的の上に、国民宿舎を取り巻く地域社会の振興発展に寄与することを新たに加え、一般社団法人国民宿舎協会として改組するものである。

平成25年4月

一般社団法人国民宿舎協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人国民宿舎協会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都調布市に置く。

(支部)

第3条 本会は、理事会の議決を経て、必要な地に支部を置くことができる。

2 支部長は、支部総会の推薦により会長が委嘱する。

3 支部の構成および運営に関しては、この定款に定めがあるもののほか、当該支部規則の定めるところによる。

(目的)

第4条 本会は、地方公共団体によって設置された公営国民宿舎の質的向上と運営の合理化とを研究するとともに、観光旅行の促進と国民宿舎を核とする地域活性に貢献する諸方策の開発をはかり、もって国民の保健休養と福祉の増進に寄与し、あわせて地域社会の振興に資することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 国民宿舎の経営に関する調査研究を行うこと。
- 二 国民宿舎の施設および環境に関する調査研究を行うこと。
- 三 国民宿舎の広報宣伝および利用案内を行うこと。
- 四 国民宿舎の経営および設計の指導ならびに受託を行うこと。
- 五 国民宿舎従業員の研修、表彰および福利厚生に関すること。
- 六 健全な余暇活動の調査研究を行うこと。
- 七 健全な国民旅行の調査研究を行うこと。
- 八 国の行う保健休養施策に対し、協力すること。
- 九 関係機関および会員相互の連絡提携を行うこと。
- 十 国民宿舎の利用客に対する誘致に関する諸方策を行うこと。
- 十一 国民宿舎周辺の地域情報の発信を行うこと。
- 十二 国民宿舎周辺地域の観光資源に関する調査研究を行うこと。
- 十三 前各号のほか本会の目的を達成するために必要なこと。

2 前項に掲げる事業は、国内において行うものとする。

第2章 会員

(会員)

第6条 本会の会員は、次の四種とする。

- 一 正会員 国民宿舎を設置する地方公共団体
- 二 特別会員 正会員以外の地方公共団体もしくは国民宿舎の普及育成に係る法人で、理事会で承認したもの
- 三 賛助会員 本会の目的に賛同し、これを援助する個人または法人で理事会で承認したもの
- 四 名誉会員 国民宿舎等休養施設について学識経験のある者または国民宿舎の普及発達に特別の功績があった者であって、理事会で推薦した者

2 正会員および特別会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第7条 本会に入会しようとするものは、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。ただし、名誉会員を除く。

(代表者)

第8条 正会員および特別会員は、その代表者1名を本会に届出なければならない。代表者に変更があったときも同様とする。

(入会金および会費ならびに負担金)

第9条 会員は、総会において別に定める入会金および会費ならびに負担金を納入しなければならない。ただし、名誉会員にあってはこの限りではない。

2 特別の費用を必要とするときは、理事会の議決を経て、臨時に負担金を徴収することができる。

(会員資格の喪失)

第10条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- 一 退会したとき
- 二 前条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき
- 三 正会員および特別会員の総員が同意したとき
- 四 死亡または会員である法人または団体が解散したとき
- 五 除名されたとき

(任意退会)

第11条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第12条 会員が定款に違反し、または本会の体面をけがす行為をなしたときは、総会の決議によって除名することができる。

第3章 総会

(構成)

第13条 総会は、正会員および特別会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

3 正会員および特別会員以外の会員は、希望する場合は総会に出席し意見を述べることができる。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- 一 会員の除名
- 二 理事及び監事の選任または解任
- 三 事業報告および決算報告の承認
- 四 定款の変更
- 五 解散および残余財産の処分
- 六 その他社員総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 総会は、定時総会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員および特別会員は、会長に対し、総会の目的である事項および招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集するには、会長は、会員に対し、会議の日時、場所、会議に付議

すべき事項およびその他必要事項を、開会日の2週間前までに文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第17条 総会の議長は、その総会において出席会員の中から選任する。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、社員（第6条第2項の一般社団・財団法人法上の社員をいう。以下第20条までにおいて同じ）1名につき1個とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- 一 会員の除名
- 二 監事の解任
- 三 定款の変更
- 四 解散
- 五 その他法令で定められた事項

(書面表決等)

第20条 総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合、前条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長および出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員および職員

(役員の設定)

第22条 本会に次の役員を置く。

- 一 理事 4名以上7名以内（うち、会長1名、副会長1名、常務理事1名）
- 二 監事 2名

2 前項の会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事および監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長および常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 副会長は、会長が理事の中から指名する。

4 第2項の会長の選定において、理事会は、総会の決議により会長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。

(理事の職務および権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、本会の業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 常務理事は、会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

5 会長および常務理事は、各事業年度における自己の職務の執行の状況について、4ヶ月を超える間隔で2回以上理事会に報告しなければならない。

(監事の職務および権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事および使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第26条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 役員は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、当該役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第28条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員については、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

(顧問、相談役および参与)

第29条 本会に、顧問、相談役および参与を置くことができる。

2 顧問、相談役および参与は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

(顧問、相談役および参与の職務)

第30条 顧問および相談役は、会長の諮問に応え、または会長に対し意見を述べることができる。

2 参与は、必要に応じ調査・研究を行う。

(事務局)

第31条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長および所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の同意を得て会長が委嘱し、職員は、会長が任免する。

4 事務局長は、理事を持って充てることができる。

5 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第5章 理事会および委員会

(理事会)

第32条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事で構成する。

(理事会の権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長および常務理事の選定および解職

(理事会の招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたときまたは会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(理事会の決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事および監事は、前項の議事録に記名押印する。

(委員会)

第37条 本会は、第5条の事業の円滑な運営および専門的事項に係る調査研究等のため、委員会を置くことができる。

2 委員会の委員は、会長において理事会に諮り、会長が委嘱する。

3 委員会の組織、構成および運営に関する必要な事項は、別に定める。

第6章 資産および会計

(資産)

第38条 本会の資産は、次の各号をもって構成する。

- 一 入会金および会費
- 二 寄附金品
- 三 事業に伴う収入
- 四 資産から生ずる収入
- 五 事業負担金
- 六 その他の収入

(資産の管理)

第39条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は理事会の決議をもって会長が定める。

(経費)

第40条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画および収支予算)

第41条 本会の事業計画および収支予算は、会長が作成し、毎事業年度の開始の日の前日までに理事会の承認を受けなければならない。

(事業報告および決算)

第42条 本会の事業報告および決算は、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た後、定時総会の承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 事業報告の付属明細書
- 三 貸借対照表
- 四 正味財産増減計算書
- 五 貸借対照表および正味財産増減計算書の付属明細書

(特別会計)

第43条 本会は、事業の遂行上必要ある場合は、理事会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

(長期借入金)

第44条 本会が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の承認のほか、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第45条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 定款の変更および解散等

(定款の変更)

第46条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第47条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第48条 本会は、会員その他のものに対し、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第49条 本会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国に贈与するものとする。

第8章 公告および書類・帳簿の備付け

(公告の方法)

第50条 本会の公告は、電子公告により行う。

(書類および帳簿の備付け)

第51条 本会は、主たる事務所に次に掲げる書類及び帳簿を備えておかなければならない。

- 一 定款
- 二 役員及び会員の名簿
- 三 事業報告書
- 四 収支計算書
- 五 正味財産増減計算書
- 六 貸借対照表
- 七 財産目録
- 八 事業計画書
- 九 収支予算書
- 十 その他必要な書類および帳簿

第9章 補則

第52条 この定款の施行について、必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は 西田 正則 とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第45条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

沿 革

自然公園、保養温泉地等のすぐれた自然環境に国民のための健全な保養休養施設を整備して国民生活の充実と福祉の向上に資する目的で昭和31年に厚生年金保険積立還元融資に基づき国民宿舎制度が発足した。

昭和35年12月9日埼玉県飯能市における国民宿舎管理者会議において全国国民宿舎運営協議会を組織結成する提案が、全員一致で可決せられ、国民宿舎相互の連絡と、国民宿舎の広報宣伝等を行ない利用の増進を図ることとなった。さらに翌36年には新たに国民年金の特別融資の制度が開始されました。

昭和42年5月26日全国国民宿舎運営協議会総会において、更に強力に事業を推進するために協議会を発展的解消をし、社団法人国民宿舎協会と改称すべしという提案が全員一致で可決され、翌43年3月26日社団法人国民宿舎協会を設立した。

平成20年に施行された公益法人制度改革による法律に従い、一般社団法人として組織を改めることとし、従来の上記の目的に加え、国民宿舎を取り巻く地域社会の振興発展に寄与することを新たに追加し、平成25年4月1日一般社団法人国民宿舎協会として改組し現在に至る。

改組当時の役員は次の如くである。

理 事 (会 長)	兵庫県たつの市長	西 田 正 則
同 (副会長)	滋賀県長浜市長	藤 井 勇 治
同	宮城県丸森町長	保 科 郷 雄
同	静岡県松崎町長	齋 藤 文 彦
同	香川県小豆島町長	塩 田 幸 雄
同	熊本山都町通潤山荘支配人	山 下 昇三郎
同 (常務理事)	一般社団法人国民宿舎協会事務局長	清 水 一 郎
監 事	埼玉県小鹿野町長	福 島 弘 文
同	一般財団法人千葉県観光公社理事	三 幣 篤 史

一般社団法人国民宿舎協会会費及び負担金規程

本会は、定款第9条の規定に基づき、会員の会費及び負担金規程を次のとおり定める。

(入会金)

第1条 正会員及び特別会員の入会金は、次のとおりとする。

団体及び法人 100,000円

(会費)

第2条 正会員及び特別会員の会費は、年額を次のとおりとする。

団体及び法人 100,000円

2 賛助会員は、賛助会費を納めるものとする。

(1) 団体及び法人 1口 100,000円

(2) 個人 1口 10,000円

(臨時負担金)

第3条 臨時に資金を必要とするときは、臨時負担金を徴収することができる。

(事業負担金)

第4条 会員及び特別会員は、負担金を納めるものとする。

2 負担金は、会員宿舎の負担能力に応じた応能負担とする。

3 負担区分及び負担金額は、次の5区分とする。

負担区分	年間修正宿泊利用人員	負担金額
A区分	10,000人以下の宿舎	27,000円
B区分	10,001人以上15,000人以下の宿舎	35,000円
C区分	15,001人以上20,000人以下の宿舎	42,000円
D区分	20,001人以上25,000人以下の宿舎	49,000円
E区分	25,001人以上の宿舎	64,000円

4 負担金の区分は、3ヶ年毎に見直しを行うものとする。

(年間修正宿泊利用人員の決定)

第5条 修正宿泊利用人員は、過去3ヶ年の修正宿泊利用人員の平均によるものとする。

2 年度の途中で営業を開始または休業した場合の負担区分については、過去の実績または規模の類似した会員宿舎との均衡を考慮して決定する。

(入会金ならびに会費及び負担金の納入等)

第6条 会費及び負担金の納入は原則として年1回とし、毎年度6月末日までに前納しなければならない。ただし、新規会員は、入会時に入会金ならびに会費及び負担金を納入するものとする。